

## 地階を有する木造住宅等の建築基準法上の扱いについて（通知）

日頃から本県の建築行政にご協力いただきありがとうございます。

標記のことについては、従来地階の外周部の75%以上が地盤と接している場合など構造的に判断して地階が地盤と一体と見なせる場合に法第6条の区分を3号と扱わないことも可能としていたが、今後は下記のとおり扱うものとする。

### 記

1. 地階が鉄筋コンクリート造、地上が2階以下の木造である建築物等は、通常の使用規定のみの木造2階建専用住宅等と異なり、木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用しているため、構造モデルとしては3階であり、木造と鉄筋コンクリート造の部分の相互に及ぼす応力及び下部地盤の安全性等に留意する必要がある。したがって、これらの建築物については原則、法第6条第3号建築物として扱う。
2. 平成19年1月9日付け事務連絡「愛知県建築基準法関係例規集[平成15年版]第6版3刷での変更内容について」は廃止する。

以上